

『R5年度税制改正資産税（1） 相続時精算課税制度の見直し』

資産税の改正では、資産の再分配機能の確保と、資産の早期の世代間移転の促進とを柱として、移転の時期の選択により中立的な税制の構築が図られる。相続時精算課税制度は、暦年課税との選択制は維持しながらもその使い勝手が向上する。

【基礎控除の創設】申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、暦年課税と同水準の基礎控除（110万円）を設けることとなった。生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、次世代に資産を移転しやすい税制となる○贈与時： $\{(贈与額 - 110万円) - 2,500万円\} \times 一律20\%$ の贈与税を納付。贈与額が年110万円以下の場合は申告不要となる○相続時：相続時精算課税選択後の累積の贈与財産（基礎控除差引後）を相続財産に加算して計算した相続税を納付。加算する贈与財産は贈与時の評価額で固定だが、贈与財産が、相続税の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた土地・建物である場合には、贈与時の価額から、被害を受けた部分に相当する額を控除した残額を相続税の課税価額に加算する。



上記の改正は、令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

『暗号資産の期末時価評価Q & A 保有・貸付け・借入れ等取扱い』

国税庁はこのほど、暗号資産に関する法人税法上の取扱いのうち、期末の時価評価に係る質疑応答事例について取りまとめた。主な項目は以下の通り。(1) 事業年度終了の時に暗号資産を保有しているが、期末に何らかの処理をする必要はあるか：A) 法人が事業年度終了の時に有する暗号資産（活発な市場に限る）については、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とする必要があり、自己の計算において有する場合は、帳簿価額との差額を益金又は損金の額に算入する必要がある。(2) 暗号資産Xについて、使用料を得るために相対による貸付け（譲渡制限あり）を行っているが、期末時価評価の対象となり、評価損益を益金又は損金に算入する必要があるか：A) 期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入することとなる。(3) 暗号資産交換業者以外の者から相対により暗号資産Aを借り入れ、借入期間が終了するまで貸付け等により運用することで収益を得ている。この場合、当社分の暗号資産Aについては、法人税法上の期末時価評価の対象となるか：A) 法人税法上の期末時価評価の対象とはなり得るが、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する必要はない、等



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com